

## ■職長・安全衛生責任者教育（建設業）

労働安全衛生法第 60 条では、事業場で新たに職長等の第一線現場監督者に就くことになった者に対して、事業者は、法定の安全衛生教育である「職長教育」を行わなければならない旨規定しています。また、建設業で統括安全衛生責任者の選任が必要な事業場（①労働者数が常時 50 人以上 ②ずい道、一定の橋梁の建設、圧気工法による作業の場合は労働者数が常時 30 人以上）においては、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、安全衛生責任者の選任が義務づけられております。

本講習では、この「職長教育」と「安全衛生責任者教育」を併せて行いますので同時に修了することができます。